

高架下駐車場の次期占用予定者の申込みに関するQ&A

Q. 「高架道路下点検要領」の作成の手引きでは、「点検者は、以下の資格又は要件を満たす者」としているが、当社には有資格者がいない。外注でも構わないか。

⇒ A. 委託等による外注でも構いません。

Q. 「高架道路下点検要領」の作成の手引きでは、「橋梁台帳一般図を添付（台帳は道路管理者から借用）」とあるが、どこで借用を受けられるのか。

⇒ A. 橋梁台帳一般図添付は、申込み時は不要です。

また、点検要領作成手引きにある「道路管理者との協議」は、申込み時には申込み者からの提案で十分であり、次期占用予定者の決定後、協議します。

Q. 駐車場の利用形態は、対象物件はいずれも、現況は定期貸しである。現況を考慮し、定期貸し運営し、現在の定期貸し契約を、現占用者から承継しても構わないか。

⇒ A. 運営形態については、占用者の判断とします。

Q. 現占有者の駐車場設置看板には、「駐車場事業で得られる収益は、公社の公益事業を通じて都民の皆様へ還元されます」との表記がある。これは、現占有者固有の事柄であり、次期占用者は、道路占用料の支払いを除き金銭的義務は特になく、料金収入を収受できると理解してよいのか。

⇒ A. 「5. 占用許可の条件」に定める負担の外の金銭的義務はありません。

Q. 「高架道路下点検要領」の作成の手引きでは、「当該占用のために、道路管理者に日常点検等が困難となるものを選定して占用者の点検対象施設として下さい」とある。利用形態により、道路管理者が立ち入り日常点検を行うことに支障がない場合、占用物件全体を占用者による日常点検の対象から除外できるか。

⇒ A. 占用物件については、次期占用者に「適正に管理」していただきます。この「適正に管理」する一環として、占用物件を日常点検していただきますので、点検の対象からの除外はできません。

Q. 高架道路の上（走行面）に亀裂等が生じた場合、「高架道路下」の範囲でないので占用者が関知するところでないが、この亀裂等により漏水がみられた場合、点検時に発見し、報告義務があるというのが、日常点検の責任範囲の典型的な線引きと考えてよいのか。

また、占用区域の境界線に接する地点に位置する橋脚の取扱いはどうなるのか。

⇒ A. 日常点検の責任範囲の典型的な線引きは、お見込みのとおりとなります。占用区域外については、隣接していても、日常点検の範囲とはなりません。

Q. 「高架道路下点検要領」の作成の手引きでは、「点検頻度は、一週間に2回を基本とします」とあるが、個々の占用場所に対して一週間に2回なのか、1グループを1つの占用場所として一週間に2場所ずつと考えてよいのか。

⇒ A. 個々の占用場所に対して一週間に2回となります。